

## 令和6年度関東ブロック協議会（第2回） 議事要旨

1. 日時：2025年3月17日（月）13:30～16:15

2. 場所：オンライン会議 Webex

3. 出席者：名簿のとおり

4. 議事次第：

### 議事

（1）ブロック協議会における令和6年度の事業報告と令和7年度の活動概要について

（2）災害廃棄物処理等広域連携体制検討委員会の実施報告について

① 令和6年能登半島地震に伴う被災自治体支援に関するアンケート調査結果について

② 一般廃棄物処理施設広域連携処理実施マニュアルの策定について

③ 行動計画及び支援チーム運営マニュアルの改正について

④ 一般廃棄物処理施設における災害廃棄物等受入可能量調査結果について

（3）環境省における災害廃棄物に関する取組について

（4）地方自治体の災害廃棄物処理対応について

① 神奈川県における災害対応について

② 新潟市における災害対応について

5. 配布資料：

資料 1-1 ブロック協議会における令和6年度の事業報告

資料 1-2 ブロック協議会における令和7年度の活動概要

資料 2-1 令和6年能登半島地震に伴う被災自治体支援に関するアンケート調査結果

資料 2-2 一般廃棄物処理施設広域連携処理実施マニュアル（案）

資料 2-3 行動計画及び支援チーム運営マニュアル新旧対照表

資料 2-4 大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画【第5版】

及び関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル（案）

資料 2-5 一般廃棄物処理施設における災害廃棄物等受入可能量調査結果報告書

資料 3 環境省における災害廃棄物対策に関する取組

資料 4-1 令和6年台風第10号に伴う大雨による廃棄物処理施設の被害と復旧等について  
(神奈川県)

資料 4-2 令和6年能登半島地震における新潟市の被害・対応状況（新潟市）

6. 議事概要：

司会：環境省関東地方環境事務所資源循環課 宇田廃棄物対策専門員

開会挨拶：環境省関東地方環境事務所資源循環課 神谷所長

（1）ブロック協議会における令和6年度の事業報告と令和7年度の活動概要について

説明者：環境省関東地方環境事務所資源循環課 笠井課長補佐

令和6年度の事業報告について資料1-1により説明。

「広域連携体制の構築」、「災害対応力の底上げ」及び「円滑な情報共有」のテーマで取組を

進めた。「広域連携体制の構築」に係るテーマに関しては、ブロック協議会を2回開催したことに加え、昨年度に引き続き、広域連携体制検討委員会を設置し、都県域を超えた一般廃棄物処理施設の広域的な連携体制のあり方等について検討した。

「災害対応力の底上げ」に係るテーマに関しては、首都直下地震を想定した東京都及び特別区との課題検討のためのヒアリング調査やワークショップ・意見交換会の開催に加え、関東ブロック支援チーム員の養成や処理計画の実効性向上のための図上演習を行った。

「円滑な情報共有」のテーマに関しては、地理空間情報を活用した情報伝達訓練の実施や都県意見交換会を開催した。

令和7年度の活動概要について資料1-2により説明。

令和6年度に引き続き、同様のテーマ（広域連携体制の構築、災害対応力の底上げ、円滑な情報共有）に係る取組を進める。広域連携体制の構築に関しては、ブロック協議会を年2回開催することに加え、調査研究事業として、都県への事務委託について過去の事例調査、事務委託した場合の効果や課題等を把握する。

「災害対応力の底上げ」として、年間を通じてカリキュラムを構築し、リーダーを養成する演習を新たに行う。処理計画の実効性確保では、今年度に引き続き演習を行う。また、特別区との意見交換及びワークショップを引き続き実施する。

「円滑な情報共有」では、情報交換会を開催して、都県担当者の情報交流を図る。

※質問・意見なし

## （2）災害廃棄物処理等広域連携体制検討委員会の実施報告について

① 令和6年能登半島地震に伴う被災自治体支援に関するアンケート調査結果について  
説明者：環境省関東地方環境事務所資源循環課 武井調整官

資料2-1により説明。

ブロックを超えた支援体制のあり方を検討するための基礎資料とするため、アンケート調査を実施した。アンケート調査は、組織向け・派遣者向けの2パターン行った。

組織向けの調査結果に関して、被災状況及び必要な支援業務の内容に関する事前把握に関して、「不十分な部分もあった」が6割以上を占めているため、環境省としても組織に対して十分な情報提供が必要と認識している。派遣期間の適切度に関して、今回の派遣は4～7日が8割程度を占めており、適切だったという回答がほとんどだった。事前の取り決め（マニュアル等）の必要性に関して6割が必要という回答だった。

職員向けの調査結果に関して、派遣期間の適切度に関して、「短かった」という回答が31.9%に及んでおり、組織向けと派遣者向けの回答に差が生じている。個人としては、もう少し長くても良かったと回答した派遣者が相当数いたということ。支援に伴う課題に関して、「現地入りするまで支援内容が不明確だった」、「事前説明で受けた支援内容との乖離」という回答があり、環境省としても十分な情報把握の上で支援要請する必要性を痛感したところ。

※質問・意見なし

② 一般廃棄物処理施設広域連携処理実施マニュアルの策定について

③ 行動計画・支援チーム員運営マニュアルの改正について

説明者：環境省関東地方環境事務所資源循環課 武井調整官

資料2-2により、広域連携実施マニュアルの内容について説明。

マニュアル策定の目的は、非常災害発生時に広域連携処理を行うための具体的な手続き等を定めることである。マニュアルの対象は、災害廃棄物、生活ごみ、し尿を含めて災害廃棄物等と定義付けし、これらの広域連携処理を行っていくもの。広域連携処理の判断基準を記載している。

本マニュアルは行動計画の逐条解説的な建付けで作成している。

各主体の役割として、関東地方環境事務所、被災都県、支援都県、被災市区町村等及び支援自治体の区分で記載している。被災市区町村・支援自治体が複数存在する場合は、関東地方環境事務所が調整することを記載している。

資料2-3及び資料2-4により、行動計画及び支援チーム運営マニュアルの主な改正事項を説明（表面：行動計画の新旧対照表、裏面：支援チーム運営マニュアルの新旧対照表）。

改正理由は、関東ブロック外の支援を明記すること。関東ブロック外への支援に関しては第4章に、附則資料に広域連携処理マニュアルを添付した点が改定事項である。支援チーム運営マニュアルには、「8 他ブロックへの支援チーム派遣の考え方」を追記している。

＜質疑応答＞

【多島先生】

- ・ 広域連携処理マニュアルについて、処理施設が被災した場合において、生活ごみの広域処理を行う場合にマニュアルを使うという想定でよいか。仮置場に搬入された災害廃棄物も含まれるか。そのような過去事例はあるか。

【環境省・武井調整官】

- ・ 広域連携処理マニュアルの1ページの判断基準において、「災害廃棄物及び生活ごみ、し尿等」と記載しており、これらの3種類の広域連携処理を想定している。そのため、災害廃棄物も含まれる。令和6年能登半島でも木くず等を自治体施設において広域処理した事例がある。

【多島先生】

- ・ 様式2別紙には、発災直後に記載しにくい事項もある。状況に応じて発生量推計は省略して手続きを進めることもありえるという理解でよいか。

【環境省・武井調整官】

- ・ 御認識のとおりである。記載する発生量は、その時点の概数でよいとしている。発生量の精度までは求めていない。

【山梨県一般廃棄物処理事業連絡協議会】

- ・ 本マニュアルの策定はどのようなプロセスを経て決定するのか。

【環境省・武井調整官】

- ・ 本日提示したマニュアルは、広域連携体制検討委員会を設置して、10都県・さいたま市・千葉市・横浜市に参加してもらい、議論を重ねて策定したもの。本日のブロック協議会をもって策定したいと考えている。

【環境省・甲斐課長】

- ・ マニュアルの運用や策定のプロセスに関しての補足である。本マニュアルに関しては、令和

6年能登半島地震における課題等を踏まえ、関東ブロックとして策定するもの。各都県や関係事業者団体との連携体制そのものに変更はない。基本的な枠組みを明文化したものだが、災害の様態に応じて柔軟に運用したい。

【環境省・宇田専門員】

- ・意見や質問がないようであれば、本日説明した内容で「一般廃棄物処理施設広域連携処理実施マニュアル」を策定することとしてよいか。

(意見なし)

【環境省・宇田専門員】

- ・関東ブロック協議会として策定したものとさせていただく。

④ 一般廃棄物処理施設における災害廃棄物等受入可能量調査結果について

説明者：環境省関東地方環境事務所資源循環課 武井調整官

資料2-5により、受入可能量調査結果について説明。

受入可能量調査は令和4年にも実施しており、当時は焼却施設だけを対象としたが、委員会の委員の御意見も踏まえ、令和6年度はし尿処理施設も対象とした。

【焼却施設】

アンケート調査の回答率は令和4年度と同じ87.7%である。受入れ可能施設件数については、県外から受入可能施設が45.9%と大幅に増加していることが特徴的であり、受入可能量に具体的な数字の記載があった施設が42.0%と大幅に増加している。

4ページは、受入可能量の独自算定値（それぞれの施設の担当者が算出した数値）であり、合計値は42.1%増加している。

5ページの指針技術資料の試算値について、合計値は施設数が減ったことから受入可能量も減少している。令和4年度に関しては、独自算定値と指針技術資料の試算値に大きな乖離があったが、令和6年度はその差が縮まっている。

【し尿処理施設】

令和6年度に初めてアンケート調査を行ったもの。

12ページは、受入可能な施設の規模ごとの施設件数を示しており、千葉県、埼玉県、茨城県、静岡県が大きくなっている。10～50kL/未満の施設が最も多く、多量を受入れができる施設は少なくなっている。

13ページは、受入可能量の独自算定値であり、合計値は1,645kL/日、50～150kL/日の施設での受け入れが期待できるということが分かる。

14ページは、焼却施設に準じてし尿処理施設の受入可能量を算定したもの。合計で788kL/日となり、独自算定値を下回った。その原因是、し尿処理施設は余力を有する施設が多いということだと思われる。

<質疑応答>

【森先生】

- ・し尿の場合は、し尿処理施設までどのように運搬するかという問題が大きいと思われる。バキューム車の調査を行ったことがあるか否か、調査したほうがよいといった意見は出されているかお聞きしたい。

### 【環境省・武井調整官】

- ・ 今回の調査は、処理施設を対象としたものではあるが、し尿の運搬手段は重要なことであり、課題でもある。実際は民間事業者に収集運搬を委託することが想定されるため、民間事業者団体と関係を構築する必要があると考えている。

### 【森先生】

- ・ 受入処理施設と運搬の組み合わせで調整すると思う。既に災害支援協定を締結している自治体もあると思われるが、それぞれの自治体で組み合わせのシミュレーションを行っておくとよいと感じた。

## （3）環境省における災害廃棄物に関する取組について

説明者：環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付災害廃棄物対策室 岸主査  
資料3により、環境省における災害廃棄物に関する取組について説明。

環境省の進める災害廃棄物対策のうち、政府全体での巨大災害に対する検討状況であるが、首都直下地震や南海トラフ地震では、東日本大震災の数倍規模の災害廃棄物が発生する地震の発生率が高いと言われているため、対策を進める必要がある。

環境省の支援スキームは、被災地への環境省職員派遣や人材バンク・ブロック行動計画に基づく自治体職員の派遣、D.Waste-Netの専門家派遣、他省庁との連携により、被災自治体を全面的にバックアップするもの。令和6年能登半島地震等では、発災直後から環境省職員や人材バンク、D.Waste-Netの派遣、中部ブロック広域連携計画等を活用して、生活ごみ処理、災害廃棄物の生活圏からの撤去、災害廃棄物の処理を支援してきた。

石川県における災害廃棄物の発生推計量は約410万トンであり、令和7年10月末の公費解体完了、令和8年3月末での処理完了を目指し事業を進めている。石川県内だけで処理しきれないため、陸上輸送、鉄道輸送、海上輸送等により広域処理を進めており、県外自治体処理施設での受入を拡大し、県外民間処理施設も活用しながら進めている。こうした公費解体を加速させるためのさまざまな取り組みにより、昨年12月末時点の中間目標である解体棟数12,000棟を達成し、その後も計画どおりに進んでいる。

令和6年能登半島地震では多くの損壊家屋等の解体が見込まれたため、環境省では令和6年1月29日に公費解体マニュアルを策定し、順次改定している。

環境省では廃棄物処理制度小委員会を設置しており、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する制度等の見直しを検討している。令和7年度以降は具体的な施策を検討していくことになる。

## （4）地方自治体の災害廃棄物処理対応について

説明者：神奈川県環境農政局資源循環推進課指導グループ 三瀬主任主事

資料4-1により、令和6年台風第10号に伴う大雨による神奈川県内の廃棄物処理施設の被害と復旧等について説明。

令和6年8月29～30日にかけて、神奈川県西側沿岸部を中心に大雨により被害が発生した。神奈川県では8月29日に環境省から指示がある前に県内市町村に事前連絡を行い、8月30日に県内市町村に対して被害状況報告を依頼した。9月2日から、県内の被害状況の集約を開始

し、環境省へ報告した。情報収集は、出先機関の県政地域総合センターを経由して行った。9月3日に関東地方環境事務所と現地確認を行った。また市町・一部事務組合に対して、補助金等に関する情報提供や相談対応を行った。10月16日には、環境省による市町への補助金説明会が開催された。11月19日に災害報告書の作成のポイント等に関する巡回指導等を行い、12月20日に災害査定を実施した。

平塚市では、家電リサイクル、自費解体の償還費用において災害等廃棄物処理事業費補助金を活用した。小田原市では、損壊家屋の解体に係る費用の償還、二宮町では家電リサイクル、畳や建材の処理費用として災害等廃棄物処理事業費補助金を活用した。

説明者：新潟市環境部循環社会推進課 曽我氏

資料4-2により、令和6年能登半島地震における新潟市の被害・対応状況について説明。

令和6年能登半島地震による新潟市内の震度は4～5強であった。建物被害は西区に集中しており、代表的な被害は、液状化（沈下・不同沈下・側方流動）被害である。

被災者に対する各種支援制度はさまざまあり、環境部で対応した支援は「被災家屋等の解体・撤去（公費解体）」である。また1月4日～12月31日まで市施設まで災害ごみを自己搬入した場合に無料受入を行った。液状化の土砂等も市の埋立処分場へ直接搬入した。

公費解体は半壊以上を対象に、2月26日～12月27日まで受付した。公費解体の受付審査は日本補償コンサルタント復興支援協会へ委託した。解体工事は、新潟県と災害支援協定を締結している新潟県解体工事協会へ、処理は新潟県産業資源循環協会へ委託した。

解体工事は5月20日から着手した。これまで解体工事は月40件程度であったが、加速させるため、新潟県解体工事業協会で調整し、県内全体の事業者の協力を得た。

住宅密集地で被害家屋が点在しており、隣地への配慮が必要な案件が多く、想定よりも工事期間が長くなっている。課題は、想定を超える申請に対して解体班を増やせていなかったこと。増班できなかった理由は、民間の解体工事も平行して行っている解体工事事業者も多く、公費解体の専属で従事することが難しかったこと、遠方の解体事業者も多く、費用面での配慮（宿泊費、交通費の支給等）が必要であったことが挙げられる。

また半壊被害が多く、判断に時間を要した市民が多いこと、公費解体申請を行っているが、まだ被害家屋に住んでいて引っ越しや片付けに時間を要している被災者が一定数おり、解体工事が予定通りいかない状況がある。対策として、新潟県解体工事業協会には、上越の解体事業者にも従事してもらうなど新潟県全体での対応をお願いしており、37班から90班への増班の目途が立ったところ。課題に対処するため、国や新潟県を含めた関係者による連絡調整会議を2週間に1回開催している。

＜有識者によるコメント＞

【森先生】

- ・ 広域連携処理マニュアルについて、実際に活用してみないと分からないことがあると思う。小規模の災害であっても本マニュアルを活用した場合を想定して、柔軟に見直しを図るとよい。4月以降は人事異動もあるため、本日の資料を含めた会議内容等を引き継いでもらえるとよい。

### 【多島先生】

- ・ 継続的に協議会に関わる中で、着実に巨大災害への備えが進んでいると感じている。連携体制づくり、連携に向けた情報共有システムづくり、連携を担保する基礎対応力の向上で整理して説明してもらい、令和7年度も取り組むということで、順調に進んでいると感じている。連携体制に関しては、マニュアルを作成できたこと、図上演習では支援のノウハウや心構えの醸成が個々のレベルで進んでいると思う。この支援ネットワークをどのようにマネジメントしていくのか、様々なノウハウを有する支援者が集まつた中で、被災自治体とどのようにマッチングするかに関しては検討を深化させるポイントのため、次年度以降、検討を継続していくとよい。最近はオンライン形式の会議となっているが、対面会議を増やして担当者の繋がりを強めていくことも考えてよいのではないか。
- ・ 情報連携システムに関しては、誰がどういう目的で活用したいのか、丁寧な説明が必要を感じている。国や都道府県のシステムもある中で埋没する可能性もあるため、これらを明確にしながら取り組みを進めていくとよい。
- ・ ブロック内対応力の底上げに関しては、災害廃棄物処理計画の見直しを進めるのは自治体単位になるが、その見直しに向けた一歩目の踏み出しが難しい場合は、次年度の図上演習に積極的に参加してもらえると、見直しの契機とできるのではないかと感じた。
- ・ 令和7年度の事務委託の考え方に関心がある。令和6年能登半島地震は、平成28年熊本地震を超える規模になっており、それぞれ事務委託をどのように判断したのか、今後どう判断すればよいのかを考える上で重要な整理になると思う。

### 【岡山先生】

- ・ 令和6年能登半島地震での派遣に関するアンケート調査結果を教えてもらい、あらためてブロックを超えた支援のあり方や難しさを痛感したところ。人口減少が進み、どの自治体もマンパワーに余力がない中、どれだけ人的支援ができるのか。残されたほうも過剰な負担になる。今後はより厳しくなることを想定し、どう支援できるかを考えなくてはならないと思った。
- ・ 東京都では焼却施設に余力があるとのことだが、東京23区では現実的には携帯トイレを使用するしかなく、使用済み携帯トイレは焼却施設のピットに入れるしかない。そのため、焼却施設に余力があるとは言え、最初の3日程度は、如何に衛生ごみをピットに入れておけるかが問われると思っている。制限なく受け入れるためにはどうしたらよいか、23区や一部事務組合は考えておいたほうがよい。
- ・ リチウムイオン電池を内蔵する家電によるパッカー車及び破碎施設の火災が頻発している。災害時に焼却工場が予定通りに稼働するためには、平常時からリチウムイオン電池内蔵の家電や危険物等に関して、各市町が処理に十分な注意を払って、事故が起こらないようにしておくことも防災として重要だと考えている。

### <災害廃棄物処理等広域連携体制検討委員会委員長コメント>

### 【高田先生】

- ・ 関東ブロック以外にも、中四国ブロックや近畿ブロックの協議会にも参加している。中四国ブロックでは、南海トラフ地震に伴う災害廃棄物の他ブロックへの輸送手段について熱

心に検討している。近畿ブロックでは、フェニックス処分場を災害廃棄物処理にどう活かすことができるか、どう調整するのかを1つのトピックとして検討しているという特徴がある。関東ブロックは、広域連携に関して熱心に検討していることが特徴だと思う。広域連携処理マニュアルができたが、今後は継続的に見直して、より円滑に連携できるようにしておくことが大事である。また受援も平時から準備しておくことが大切なため、それを念頭に取り組んでもらえるとよい。

- ・ 焼却施設・し尿処理施設の実態を把握できたが、取り組むべきことは、施設自体の被害を最小化するための取り組みを進めることであり、施設管理者の努力に懸かってくる。協議会に参加している都県や政令市でそういう取組を促進していくことができれば、災害時における余力や受入の可能性が広がっていくため、その観点で今後も継続的に取り組んでほしい。
- ・ 近畿ブロックでは既に事務委託に係る検討を行っている。事務所間で情報交換し、近畿ブロックの成果を上手く取り込んで検討を進めるとよい。

以上